

II【第 69 号議案】

指定管理者の指定の件（神戸市立丸山コミュニティ・センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立丸山コミュニティ・センター

2 指定管理者

神戸市長田区西丸山町1丁目7番5号

丸山コミュニティ・センター管理運営協議会

会長 福井 和佳子

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸市立丸山コミュニティ・センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

〔概要〕

1. 公の施設の名称

神戸市立丸山コミュニティ・センター

2. 指定管理者

神戸市長田区西丸山町1丁目7番5号
丸山コミュニティ・センター管理運営協議会
会長 福井 和佳子

3. 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

4. 債務負担行為

期間：令和4～9年度 限度額：57,000千円

5. 令和5年度予定額

11,371千円（令和4年度指定管理料 11,371千円）

6. 選定までのスケジュール

業務要領配布	令和4年8月5日
提案書類受付期間	令和4年8月5日～令和4年8月26日
選定評価委員会	令和4年9月21日

7. 選定理由（非公募）

神戸市立丸山コミュニティ・センターは、神戸市立丸山コミュニティ・センター条例により、市民の福祉の増進及び文化の向上をめざし、市民の連帯によるコミュニティの創造を図ることを目的とし、地域住民を中心に福祉、交流活動のほか、サークル活動やこどもの居場所づくり等の取組みが行われている地域に密着した施設である。

また、丸山コミュニティ・センター管理運営協議会は地元住民を中心に組織され、地域人材を活用しながら、これまでも丸山コミュニティ・センターの指定管理者として施設の管理運営を行ってきた。

候補者の事業計画は、引き続き気軽に利用できる居場所づくりとして地域の子どもたちへの部屋（講習室）の無料開放や、ロビーに自習スペースを設けるなど、利用者拡大に向けた取組みを行う提案内容となっている。

指定管理者制度運用指針3「指定管理者（候補者）の選定の手続き」における公募の例外事由③「地域に密着した施設で地域人材を活用する場合」を適用し、今後も地域に密着した施設運営を行うために、現在の指定管理者を継続して指定することは適当である。

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨

市民の福祉の増進及び文化の向上をめざし、市民の連帯によるコミュニティの創造を図るため、神戸市立丸山コミュニティ・センターを設置する。

(神戸市立丸山コミュニティ・センター条例第1条)

(2) 所在地

神戸市長田区西丸山町1丁目7番5号

(3) 開設時期

昭和49年2月

(4) 規模構造

鉄筋コンクリート・鉄骨造 地上2階・地下2階建

敷地面積：約1,500 m²

延床面積：約1,800 m²

(5) 施設内容

1階 事務室、講習室、和室

2階 大ホール、会議室、料理教室、青少年室

(6) 開館時間及び休館日

開館時間 午前9時～午後9時

休館日 月曜日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

(7) 利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数	38,156人	25,325人	29,082人
利用率	48.6%	44.7%	43.1%
利用件数	1,414件	993件	1,239件